

広島県告示第七百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、令和五年五月二十九日までの間、縦覧に供する。

令和五年五月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三三四号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
庄原市西城町熊野字梶谷山五四〇一番一五地 先から 庄原市西城町熊野字梶谷山五四〇一番一五地 先まで			一五・三〇 三二・〇〇	一三三三・〇〇	
			二三・九〇 六〇・一〇	一三三三・〇〇	拡幅